

## 一般社団法人 IgA 抗体医療学会会員規程

### (目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人 IgA 抗体医療学会（以下「この法人」という。）の定款第 3 条の目的及び第 4 条の事業に賛同し、毎年所定の金額を会費として納める会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第 2 条 会員は次の 3 種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

### (年会費)

第 3 条 各会員の年会費は次の通りに定める。

- (1) 正会員年会費 8,000 円（但し、学生会員年会費は 2,000 円）
- (2) 賛助会員年会費 40,000 円（但し、特別賛助会員年会費は 300,000 円）
- (3) 名誉会員年会費 免除

### (会費の取扱)

第 4 条 会費は理事会で承認された事業に使用することができるものとする。

### (会員の待遇)

第 5 条 会員として受ける待遇を次の通りに定める。

- (1) 正会員は、この法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、学術集会の案内と会員待遇参加費の適用を受けることができる。
- (2) 賛助会員は、この法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、学術集会の案内と所属者 1 名（特別賛助会員は 3 名）の招待の適用を受けることができる。
- (3) 特別賛助会員は、定款の定めるところにより、当財団ホームページにバナー広告掲載の特典を受けることができる。

### (会員の申込みと会員待遇の開始)

第 6 条 この法人のホームページの所定の申込様式に必要な事項を記載して財団事務局宛

に送付し、理事会の承認を受け、事務局からの受理の報告と会費納入の案内に基づき払込みが行われてから会員待遇を受けることになる。

(退会の申出と会員待遇の喪失)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 会費の納入を継続して2年以上しなかったとき、退会の申出があったこととみなされ、会員の資格を喪失する。

3. 総正会員が同意したとき、もしくは自然人である会員が死亡し、または法人である会員が解散したとき、会員の資格を喪失する。

(既納会費の不返還)

第 8 条 既納の会費は返還しない。

(企業宣伝活動の禁止)

第 9 条 会員は、当財団の名称等を企業宣伝活動に使用してはならないものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、令和5年8月14日より施行する。

以上